

ID: 85

担当部署: 環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	旭市火葬場及び火葬施設の設置及び管理に関する条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第85号		
<b>【基準】</b> 第3条の規定による。 (使用の許可) 第3条 火葬施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 環境課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	旭市火葬場及び火葬施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第85号		
【基準】	第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 旭市に住所又は居所を有する者のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けているもの (2) 前号に掲げるもののほか、市長が使用料の減額又は免除を必要と認める者		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 環境課

処分の概要	工事の設計の確認		
例規名 根拠条項	旭市小規模水道条例 第5条		
例規番号	平成25年条例第6号		
<b>【基準】</b> 第5条の規定による。 (確認) 第5条 小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例規名 根拠条項	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第92号		
<b>【基準】</b> 第14条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料の減免) 第14条 市長は、災害その他特別な事情があるときは、前条に規定する一般廃棄物処理手数料を減額又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 環境課

処分の概要	集積場所の指定等の決定		
例規名 根拠条項	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第4条第4項及び第5項		
例規番号	平成17年規則第92号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (集積場所の指定)</p> <p>第4条 条例第8条第2項及び第3項並びに第11条第2項及び第3項の規定による集積場所(以下「ゴミステーション」という。)を設置しようとする者は、当該ゴミステーションの設置について、関係住民等の合意の上、旭市ゴミステーション設置(変更・廃止)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 ゴミステーションは、市の家庭廃棄物の収集及び運搬に支障のない場所に設置しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、共同住宅等の住民が利用するゴミステーションは、その敷地内に設置するように努めなければならない。ただし、地域住民との合意があればこの限りでない。</p> <p>4 第1項の規定により申請があったときは、市長は、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、ゴミステーションの変更及び廃止について準用する。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和5年1月4日

ID: 110

担当部署: 環境課

<b>処分の概要</b>	許可証の再交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第14条第3項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第92号		
<b>【基準】</b>	<p>第14条の規定による。 (許可証)</p> <p>第14条 第12条及び第13条の規定により許可又は更新の決定をしたときは、申請者に一般廃棄物処理業等許可証(第16号様式。以下「許可証」という。)を交付するものとする。ただし、前条の規定による許可の決定をしたときは、変更前の許可に係る許可証と引換えに交付するものとする。</p> <p>2 許可証の有効期限は、2年以内とする。</p> <p>3 第1項の規定により許可証を交付された者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)が許可証を紛失又はき損したときは、一般廃棄物処理業等許可証再交付申請書(第17号様式)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。</p> <p>4 一般廃棄物処理業者は、事業を廃止したとき、法第7条の3の規定により事業の停止を命じられたとき又は法第7条の4の規定により許可の取消しを受けたときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。</p> <p>5 一般廃棄物処理業者が事業の一部を廃止し、又は法第7条の3の規定により事業の一部の停止を命じられた場合において、前項の規定により許可証を返納するときは、当該許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 120

担当部署: 環境課

処分の概要	特定事業の許可
例規名根拠条項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第9条第1項
例規番号	令和2年条例第27号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条及び第15条の規定による。 (特定事業の許可)</p> <p>第9条 事業主等は、特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業(第20条第1号において「公共特定事業」という。)</p> <p>(2) 採取土砂等の販売を目的とする一時堆積特定事業</p> <p>(3) 採取土砂等のみを用いて行う許認可行為(法令等に基づき許可又は認可を要する行為であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。)を伴う特定事業</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</p> <p>2 市長は、前項の許可をするときは、生活環境の保全及び災害の発生の防止を図るため、必要な条件を付することができる。 (許可の基準)</p> <p>第15条 市長は、第9条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>イ 第30条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る旭市行政手続条例(平成17年旭市条例第13号)第15条の規定による通知があった日以前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、事業主等が第30条第1項第2号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第30条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>エ 特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 旭市暴力団排除条例(平成24年旭市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>カ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>キ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 特定事業により、特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障が生じないこと。</p> <p>(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、当該土砂等の崩落、飛散又は流失による災害の発生のおそれがないものとして規則</p>	

- で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 特定事業に使用される土砂等が、採取土砂等である場合にあっては当該採取土砂等の発生場所が特定し、残土である場合にあっては当該残土の発生場所が千葉県の区域内であり、かつ、当該発生場所が特定していること。
  - (5) 特定事業が3年(一時堆積特定事業の場合にあっては、1年)以内に完了するものであること。
  - (6) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の特定事業にあっては現場責任者を、3,000平方メートル以上の特定事業にあっては現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。
  - (7) 特定事業が改良土を使用するものでないこと。
  - (8) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。
  - (9) 第13条第1項第6号の特定事業に使用する土砂等の搬入計画において、第9条第1項の許可を受けた日から6月以内に土砂等の搬入を開始する計画となっていること。
  - (10) 特定事業を行っている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
  - (11) 特定事業を行っている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
  - (12) 第11条各項の規定による同意を得ていること。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可の申請が一時堆積特定事業によるものである場合にあっては、当該申請が前項各号(第3号、第4号、第8号及び第10号を除く。)及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。
- (1) 特定事業場の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、特定事業場の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。
  - (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流失による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
  - (3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 121

担当部署: 環境課

処分の概要	特定事業の変更許可		
例規名 根拠条項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第16条第1項		
例規番号	令和2年条例第27号		
【基準】	<p>第16条の規定による。 (特定事業の変更許可等)</p> <p>第16条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、第13条第1項各号(第10号を除く。)又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、協議済通知書並びに規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした事業主等に通知するものとする。</p> <p>4 第9条第1項の許可に係る特定事業の期間の変更は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えることができない。</p> <p>5 第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積の変更は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えることができない。</p> <p>6 第9条第1項の許可に係る一時堆積特定事業は、特定事業区域の面積を変更することができない。</p> <p>7 第9条第2項並びに前条第1項(第9号及び第12号を除く。)及び第2項の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>8 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 環境課

処分の概要	特定事業の譲受けの許可		
例規名 根拠条項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 第27条第1項		
例規番号	令和2年条例第27号		
【基準】	<p>第27条の規定による。 (譲受け)</p> <p>第27条 第9条第1項の許可を受けた事業主等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(3) 前項の許可を受けようとする者が、営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>4 第15条(第1項第1号に係る部分に限る。)の規定は、第1項の許可の基準について準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条第1項の許可を受けた事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>6 第10条の規定による届出をした事業主等から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けた者は、当該事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>7 前項の規定により、第10条の規定による届出をした事業主等の地位を承継した者は、遅滞なく、届出書にその事実を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 環境課

処分の概要	公共的団体の認定		
例規名 根拠条項	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則 第3条第2項		
例規番号	令和3年規則第3号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (公共的団体の範囲)</p> <p>第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び東日本高速道路株式会社</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p> <p>2 前項第7号の市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為の写し</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その認定の可否を決定し、公共的団体認定(拒否)通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日